

## 小林市・高原町・野尻町合併協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第16条の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、小林市・高原町・野尻町（以下「1市2町」という。）の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに1市2町の長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

### (歳入歳出予算科目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1又は別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (歳出予算の流用及び充用)

第5条 歳出予算の経費に過不足を生じた場合は、必要に応じて流用又は予備費の充

用をすることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって、保管しなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の現金及び物品の出納保管その他会計事務を分掌させるため、出納員を置く。

2 出納員は、総務グループリーダーをもって充てる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市町の例による。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを1市2町の長に送付しなければならない。

(協議会解散の場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合においては、協議会の決算を会長であった者が決算し、その決算書を監事であった者の監査に付した後、協議会の委員であった者に送付する。

2 会長であった者は、前項の規定により、決算書を協議会の委員であった者に送付したのちは、当該決算の写しを1市2町の長に送付しなければならない。

(契約)

第 1 1 条 協議会の契約の方法及び内容は、会長の属する市町の例による。

(補則)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 2 0 年度予算の特例)

2 平成 2 0 年度予算は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、協議会の設置後最初に開催される協議会の会議を経るものとする。

3 会長は、この規程の施行日から第 1 回協議会会議の開催日までの間において収入すべき歳入を調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 雑入	1 雑入
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 協議会費	1 運営費	1 会議費
		2 事務費
	2 事業費	1 事業推進費
2 予備費	1 予備費	1 予備費